

○高花委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、江川委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和6年第1回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算について、理事者から説明願います。

○坂本学校教育部長 議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算のうち、学校教育部所管分について御説明申し上げます。

補正は1事業でございます。補正予算書、事項別明細書の4ページを御覧ください。10款教育費2項小学校費4目学校建設費の永山西小学校増改築費、補正額864万円についてであります。現在、永山西小学校は、耐震性が不足している校舍躯体の耐震化を図るため、令和5年度から6年度にかけて増改築工事を実施していること、また、昨年度の猛暑を受け、令和9年度までに市内全小中学校の全ての普通教室や職員室などに、冷房設備の整備を計画したところでございます。このため、あらかじめ冷房設備の整備を想定した受変電設備や幹線ケーブルへの変更のほか、配管用の外壁スリーブの取付け、分電盤の増設、配線やコンセントの増設などについて、当該増改築工事と併せて実施することにより、永山西小学校の冷房設備整備に当たり、費用の縮減や工期の短縮など、効率的な事業の執行が可能となるよう、永山西小学校増改築工事契約の契約額を変更しようとするものであります。

次に、歳入でございます。同じく、事項別明細書の3ページを御覧ください。24款市債1項市債7目教育債1節学校教育施設等整備事業債に640万円を追加するものであります。

次に、2ページを御覧ください。第2表、地方債補正（変更分）の表の学校教育施設等整備事業について、市債の補正に伴い、限度額を1億4千910万円に引き上げようとするものであります。

令和6年度一般会計補正予算については、以上でございます。

○高花委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高花委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。令和7年度以降の公設放課後児童クラブの運営に係る審議会の答申について、理事者から報告願います。

○向井子育て支援部長 本市が設置いたします公設放課後児童クラブにつきまして、令和7年度以降の運営に係り審議会からの答申を受理しましたので、御報告をいたします。

御配付しております資料を御覧ください。

本件につきましては本年1月24日の本委員会において、令和7年度以降の運営手法等について意見を求めるため、昨年12月26日に旭川市子ども・子育て審議会に諮問したことについて、報告をしたところでございます。

その後、7名の委員で構成する放課後児童健全育成事業専門部会を3回開催し、3月14日付で、資料にありますように、答申を受けたところでございます。

まず、諮問事項１、令和７年度以降の運営手法につきましては、引き続き委託により実施することについて了とする旨の意見であったため、諮問事項２、委託により実施することを了とする場合の委託内容について、市から現行の委託内容からの変更点として、新たに施設管理に係る業務の一部を委託内容に加えること、受託事業者が提供するプログラムに幅を持たせるため、児童クラブ費の金額設定に裁量を持たせること、公募に当たってのブロック数を、児童クラブの閉鎖が生じることを想定して、４ブロックから３ブロックに見直しをすること、支援員の処遇について、受託者において市の会計年度任用職員の状況を参考として設定できるよう検討することの４点を示し、いずれも了とする旨の意見を受けたところでございます。

今後につきましては、答申内容を参考としながら、令和７年度以降の放課後児童クラブの運営に係る方針を整理し、関連議案の提案について検討をまいります。

報告につきましては、以上でございます。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、第２期旭川市学校教育基本計画の改訂について、理事者から報告願います。

○坂本学校教育部長 第２期旭川市学校教育基本計画の改訂について御報告申し上げます。

第２期旭川市学校教育基本計画（改訂版）については、令和５年１２月４日から令和６年１月１２日の期間で実施した意見提出手続での意見について、教育委員会の考え方を整理した上で公表し、２月１６日の本委員会で御報告したところです。

本計画の改定に当たりましては、意見提出手続の結果や、旭川市学校教育基本計画懇話会での意見を参考とし、文言等の整理や表現の一部を修正しております。改訂版については、概要版も併せて、市のホームページへの掲載のほか、各学校や庁内外の関係者や団体に配付し、周知を行っており、引き続き、本計画に基づき、子どもたちの教育環境の充実に取り組んでまいります。

報告は以上です。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市民文化会館整備基本構想（案）に対する意見提出手続の結果及び旭川市民文化会館整備基本構想の策定について、理事者から報告願います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 旭川市民文化会館整備基本構想（案）に対する意見提出手続の結果と、基本構想の策定について御報告いたします。

基本構想（案）につきましては、令和６年２月２０日から３月２０日までの期間において、意見提出手続を実施し、個人の方より１２件、団体より７件、合わせて１９件の提出がございました。お手元の資料に、いただきました御意見と教育委員会の考え方についてまとめております。

主な意見としましては、（仮称）新文化ホールの施設機能の充実や、管理運営の方法、また、建設費に関する意見のほか、文化芸術活動の普及、促進に関する意見などもございました。また、い

ただいた御意見には、基本構想策定に関わる内容のほかに、具体的に施設を計画する基本計画の策定に関わる御意見もございましたので、今後のプロセスの中で生かすよう取り扱ってまいります。

御意見を受けまして、基本構想の案から修正箇所が1点ございます。お手元資料の基本構想の39ページになります。施設整備における配慮事項の項目になりますけれども、39ページの中段のギャラリーの部分になります。展示する作品などの搬出入時のほかに、展示のしやすさについても、使い勝手がよくなるよう配慮すべきとの御意見を受けまして、一部、追加、修正いたしました。

この基本構想の策定に向けましては、昨年4月より検討会を立ち上げこれまで作業を進めてまいりましたが、次世代へつなげる文化交流活動の拠点とする基本理念をはじめ、7つの基本的な役割と、4つの施設機能につきましては、意見提出手続において、おおむね賛同を得られたことや、これまで合計8回実施してまいりました基本構想検討会においても、意見提出手続の結果を踏まえ、得た内容について御確認をいただき、このたび、お手元の資料の市民文化会館整備基本構想とその概要を策定しましたことを御報告いたします。

なお、基本構想の後半の部分になりますけれども、資料編としまして、先進事例となる他都市文化ホールの紹介ですとか、本市市民文化会館などを利用されている文化芸術団体や学校、また、イベントなどをプロデュースします興行事業者など400以上の団体などへ、現在の施設の利用について、昨年12月にアンケートを実施し、その結果について取りまとめをしております。

今後につきましては、策定しました基本構想をはじめ、今回いただきました様々な意見やアンケート結果などを踏まえ、令和7年度末をめどに、具体的な施設規模や施設計画、また、立地場所、施設開設後の事業内容などの整理を行う基本計画の策定に向けた取組を進めてまいります。

まずは、基本構想の策定について市民にしっかり周知し、今後進めていく基本計画策定の計画などについても、関係団体ですとか、今回御意見をいただきました方々へ情報発信するなど、利用者の意向ができるだけ反映されますよう工夫しながら作業を進めてまいります。

報告は以上でございます。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、小中学校における授業時数についてを議題といたします。

この件につきまして、中村みなこ委員から発言の申出を受けております。

それでは、御発言願います。

○中村みなこ委員 昨年度の途中で授業時数、余剰時数の見直しをするように通知が出て、急遽対応しなければならなかったという話を聞きましたので、今回、取上げさせていただきました。

では最初に、授業時数とは何なのか、何に基づいてどのように決まっているのか説明をお願いします。

○田村学校教育部教育指導課主幹 標準授業時数につきましては、学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎とし、学校運営の実態などの条件も十分考慮しながら、学校教育法施行規則において定められているものであります。

例えば、小学校5年生においては国語科が175時間、社会科が100時間などと定められてお

り、全ての教科等の年間標準授業時数の合計は1千15時間となっております。

○中村みなこ委員 授業時数は、教科や学年によって定められていて、学習内容とその時数を目安に、年間の指導計画が立てられ、授業が行われていくことになるわけです。

それでは、この授業時数のほかに余剰時数があります。この余剰時数とはどのようなものか、御説明願います。

○田村学校教育部教育指導課主幹 各学校においては、標準授業時数を踏まえて教育課程を編成しているところではありますが、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態等に備え時数を確保しており、この時数のことを余剰時数と呼んでおります。

○中村みなこ委員 各学校において、標準授業時数を踏まえて、不測の事態、インフルエンザ等で学級閉鎖になっても余剰時数があれば対応できるということで、どの学校でも余剰時数が設けられています。

さて、この余剰時数についてお聞きいたします。今回の通知の前では、各学校で何時間ぐらい余剰時数が設けられていたのでしょうか。

○田村学校教育部教育指導課主幹 令和5年10月に実施した北海道教育委員会の調査におきましては、令和5年度の4月段階の予定として、本市の小学校5年生では、年間標準授業時数1千15時間に加えて、最も多い学校は123時間、最も少ない学校は28.5時間の余剰時数を確保していたところであります。

○中村みなこ委員 学校ごとに随分開きがあるなと思いました。しかも小学校の中で、5年生の授業時数が多いわけですが、5年生で123時間、しかも行事の時数をカウントしないで123時間確保できている学校があることにまず驚きました。毎日6時間授業だとしたら、会議の時間は一体どこで取っているんだろうとか、行事を削減したのか、カウントの仕方を工夫したのか分かりませんが、100時間以上余分に学習しなければならない子どもたち、授業しなければならない教員、そういう実態もあったということが分かりました。

そのように各学校に設定が任されていた余剰時間の数に対して、文部科学省から一定の制限が設けられたのが今回の通知です。文部科学省からの通知について御説明願います。

○田村学校教育部教育指導課主幹 令和5年8月28日に、中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会から、教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策についての提言がなされており、本提言においては、教師のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで、教師の健康を守るとはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなどの教師のウェルビーイングを確保するとともに、子どもたちに対して、よりよい教育ができるようにすることなどを目的に、緊急的に取り組むべき施策について取りまとめられております。

内容といたしましては、取り組む必要がある3つの事項として、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進、学校における働き方改革の実効性の向上等、持続可能な勤務環境整備等の支援の充実が示され、その具体策の一つとして、各学校における授業時数等の在り方の見直しを示されております。

その後、本提言を踏まえ、文部科学省から、全ての学校において、授業時数について点検した上で、令和6年度以降の教育課程の編成に臨むこと、また、その際に、令和5年度当初において、標準授業時数を大きく上回っている年間1千86単位時間以上の教育課程を編成している学校は、見

直すことを前提に点検を行うことや、可能な学校においては、各学校の実情を踏まえ、令和6年度を待つことなく、今年度途中からであっても改善を進めることなどの考えが示された通知があったところであります。

○中村みなこ委員 総時数、年間1千86時間と、具体的な数字として条件が示されたのは今回初のことです。年間標準授業時数の合計は1千15時間ですので、余剰時数は70時間までとなります。先ほど紹介された123時間の余剰時数が設定されるようなことはなくなって、学校間の差も縮まり、狙いどおり働き方改革に直結すると思います。

それでは、9月のこの通知を受けて、各学校では具体的にどのような動きになったのでしょうか。

○末木学校教育部次長 各学校におきましては、本提言等で示された授業時数等について、可能な学校にあっては、年度途中からであっても改善を進めるべきであるとの考えに基づき検討し、その結果、改善を進めることが可能であると判断した学校におきまして、昨年度途中に授業時数を削減したものと受け止めております。

本提言に基づく取組を実施した学校の一例ではありますが、当該学校におきましては、昨年10月以降、月に1日、午後の授業を削減し、その日を定時退勤日に設定する取組を実施しており、教職員からは、ライフ・ワーク・バランスの充実を喜ぶ声が多く聞かれるとともに、授業進度につきましても、各教員が年間を見通して調整することにより、問題なく教育課程を実施することができたと聞いております。

○中村みなこ委員 年度途中に時数削減が実施されたわけですが、問題なく、教育課程を実施することができたとのこと。結果的に喜ぶ声となっているようですが、削減した直後ですか、その際に、教員からは当初の予定が狂ったとか、保護者からは、子どもが早く下校する日が増えて、対応に戸惑ったというような声もあったと聞いています。今後そのような対応を強いられることはもうないとは思いますが、無理のかからないように考慮していただければと思います。

そんな昨年度でしたが、新年度、令和6年度は余剰時数の上限を超えないでスタートできているのでしょうか、お伺いします。

○末木学校教育部次長 本市の小中学校の令和6年度教育課程の編成状況につきましては、令和6年3月に北海道教育委員会による調査を実施したところであり、各学校において本提言や通知を踏まえた授業時数が設定されていたところであります。

○中村みなこ委員 それでは、授業時数全般について何点か質問させていただきます。

万が一、規定されている授業時数を下回った場合どうなるのでしょうか。

○末木学校教育部次長 各学校においては、標準授業時数を踏まえて教育課程を編成しているところであり、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により、標準授業時数を下回った場合につきましては、当該学校において、例えば、5時間の予定だった日課を6時間授業に変更するなど、その確保に向けて工夫することが大切になりますが、下回ったことのみをもって、学校教育法施行規則に違反するものではないとされており、児童生徒の学習状況や負担感などを考慮しながら、状況に応じた判断を行うことになるかと考えております。

各学校において標準授業時数を確保することのみを目的に、児童生徒に過重な負担をかけることなどがなく、本提言の趣旨等について、今後も様々な機会を通じて学校に助言してまいります。

○中村みなこ委員 今まで時数を下回することは、学校教育法施行規則上は絶対にあってはならない

とされ、何が何でもクリアせねばならないと様々な工夫がされてきて、その中の一つが余剰時数であったと思います。しかし、今は学校教育法施行規則に反するものではないということが明確になっているとのことです。ですから、多めに余剰を設けなくても大丈夫とか、1日無理して7時間授業にするとか、土曜日に授業するとか、猛暑や吹雪の緊急措置とかで時数にがんじがらめに対応を余儀なくされるようなことは、もうなくなったという捉え方で大丈夫ですよね。

しかし、実際宗谷のほうで、2月に物すごい悪天候のときに4日間ぐらいだったと思いますが、臨時休業を余儀なくされたときに、実際に土曜授業とか7時間授業が行われたと聞いています。

程度や状況にもよるとは思います。どれだけ検討された上での措置なのか分かりませんが、安易に授業を増やすことになるのは子どもへの負担、先ほどの答弁にもありました過重な負担に直結しますので、慎重に進めるべきだと思います。

心配なのは、それは本当に授業時数が仕方なく下回ったのかどうかですとか、下回っても学習内容的に工夫して何とかなる範疇のものなのか、それらを判断することになると思われますが、そのために細々と報告しなければならないとなると、下回ったら面倒なことになるぞと、やっぱり下回らないようにしないとなどと提言の趣旨に反する動きにつながりかねないかと危惧しております。その辺りも今後配慮していくべきだということを指摘しておきたいと思います。

さて、コロナ禍をきっかけにタブレットの普及が進みました。オンライン授業が可能となっているわけですが、この場合、授業時数にカウントできるのでしょうか。

○末木学校教育部次長 国においては、非常時に臨時休業または出席停止等により、やむを得ず、登校できない児童生徒に対し、オンライン等で教師が学習指導を行った場合、一定の要件を満たし、かつ、児童生徒の学習状況、成果が確認でき、十分な学習内容の定着が見られる場合は、再度、学校における学習で当該内容を取り扱わないことができるとされており、その場合においても、その学習時間を授業時数に含めて扱うものではないとされております。

○中村みなこ委員 オンライン授業はカウントできないとのことですが、その理由については、国のほうで明確に示されていないようです。不登校の児童生徒がオンラインで授業に参加した場合は出席扱いになります。これは個別のことですので、学級としての授業時数カウントには全く影響はないわけです。学級全体としてのオンライン授業実施の可能性といえば、登校時に安全を確保できないですとか、病気とかではなく、災害や気象状況によって家から出られないなど、さっきの宗谷のような場合などが考えられますが、オンライン授業を実施したのに、カウントできないとなると、結局は見えない授業時数が上乘せされてしまうことになるのかなと思います。

といっても、せっかく上限が設けられたのに、オンライン授業の取扱いによって実質その制限を超えてしまう可能性があることも、今後配慮していくべきだということも指摘させていただきます。

さて、最後です。学力向上を目的として、学習内容の定着を図るために授業時数の確保を重視するようになってしまうと、今回の余剰時数削減で削減された分をどこで学習させようか。日常の中で、長期休みなどでの宿題や家庭学習が増えるなど、授業以外で子どもたちに負担を強いられてしまうことが、考えられるかなと思います。また、余剰時数は70時間までは増やしてもいいんだというお墨つきにもなりかねません。これらについてどうお考えでしょうか。

○末木学校教育部次長 本提言におきましては、子どもたちが抱える困難の多様化、複雑化や、保護者や地域の学校や教師に対する期待が高まっていることなどから、業務が積み上がり、教師を取

り巻く環境は、危機的状況にあると言っても過言ではないと示されているところであります。本提言や、文部科学省からの通知において、授業時数の点検の観点として、児童生徒の学習状況や、教職員の勤務の状況のほか、指導体制の見直し、改善が可能かどうか等が示されており、各学校においては、様々な観点から判断し、学校の実情に応じた教育課程の編成、実施が行われるものと認識しております。

教育委員会といたしましては、今後も、各学校の教育課程の編成、実施の状況の把握に努め、校長会議や学校訪問などにおいて、適切な設定や運用等について指導助言してまいります。

○中村みなこ委員 ゆとり世代の反省から時数が大幅に増えた経緯もありますが、外国語や道德など、教科自体が増えて、子どもに負担をかけてしまっています。疲れている子どもたちが中学校に進学しても、学ぶ意欲がなく、諦めている子がいるという現場の声もあります。教師の負担軽減、働き方改革はもちろんですが、子どもたちにとっても負担にならないような時数、指導体制の見直し、限られた人数では難しいんですけども、見直し、改善を果たせるようにしていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午後1時27分